つくばみらい市公告第６０－２号

入　札　公　告

次に掲げる工事について、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年４月１０日

つくばみらい市長　小　田　川　　浩

１　入札対象工事

（１）工 事 名　　０８単学　伊奈東中学校体育館空調設備設置工事

（２）工事場所　　つくばみらい市南太田２５４番地　伊奈東中学校

（３）工事概要　　○空調設備設置（ＧＨＰ方式）
・室内機　１５台
・室外機　　５台
○非常用電源設備設置
○ＬＰガスバルク貯槽設置
○天井遮熱シート設置

（４）工　　期　　契約締結日の翌日から令和９年２月２６日まで

（５）予定価格　　金１１９，３３０，０００円（税抜）（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（６）最低制限価格　　設定する。

（７）この入札は「０８単学　小絹中学校体育館空調設備設置工事」、「０８単学　伊奈中学校体育館空調設備設置工事」、「０８単学　谷和原中学校体育館空調設備設置工事」と取りおり方式による入札とする。

（８）電子契約　　対象とする。
なお、入札にあたっては「14　その他（６）」に留意すること。

２　入札参加形態　　単体とする。

3　入札参加資格

（1）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づき、管工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、同法第２７条の２３に規定する経営事項の審査を受けている者であること。

（2）令和７・８年度において、つくばみらい市競争入札参加資格規程第１０条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。

（3）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定によるつくばみらい市の入札参加の制限を受けていない者であること。

（4）つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成１８年つくばみらい市告示第９号）に規定する指名停止を現に受けていない者であること。

（5）本工事の施工に際して、建設業法に基づく現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（３ヶ月以上継続して雇用している者）を適正に配置できること。

（6）つくばみらい市における法人市民税、固定資産税等の滞納がないこと。

（7）最新の経営事項審査結果通知書における管工事に係る総合評点（Ｐ）が、７００点以上であること。

（8）つくばみらい市、取手市、常総市に建設業法に基づく営業所（本店）があること。

（9）国又は地方公共団体発注の管工事の施工実績があること。

(10) 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき更生手続き開始の申出がなされている者又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づき再生手続き開始の申出がなされている者(再生手続き開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

4　設計図書閲覧及び質問等

（1）設計図書の閲覧又は貸出し

期　　間　令和８年４月１０日（金）から令和８年５月８日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までを除く。）

方　　法　市ホームページにおいて閲覧又は財政課窓口において貸出し
閲覧を希望する場合には、パスワードを設定しているので、電子メールで財政課契約検査係（zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp）宛てに「設計図書閲覧パスワード交付申請書」を提出すること。

（2）設計図書に対する質問

つくばみらい市条件付一般競争入札実施要綱の設計図書等質疑応答書（様式第２号）によること。

質疑期間　令和８年４月１０日(金)から
令和８年４月２１日(火)午後４時まで

方　　法　ＦＡＸ（０２９７-５８-５７１１）で行うものとする。

※送信後、必ず本工事担当課の学校総務課（０２９７－５８－２１１１）へ受領確認の電話をすること。

（３）前項の質問に対する回答
令和８年４月２８日（火）午後５時までに、市ホームページに掲載する。

５　入札方法等
（１）入札方法　　原則、郵送による入札（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかとする。）とし、持参も可能とする。
（２）宛　　先　　〒３００-２３９５　つくばみらい市福田１９５番地
つくばみらい市役所　総務部　財政課
（３）入 札 書　　市規定の入札書を使用し、日付欄は入札書の作成日を記入すること。
（４）入札用封筒　　指定の様式による封筒を使用すること。
（５）工事費内訳書　指定の様式により、入札書と共に封筒に入れ提出すること。日付欄は、工事費内訳書の作成日を記入すること。
（６）誓 約 書　　市規定の様式により、入札書と共に封筒に入れ提出すること。日付欄は、誓約書の作成日を記入すること。
（７）到着期限　　令和８年５月１１日（月）午後０時（正午）までにつくばみらい市役所総務部財政課に必着。期限までに到着しない場合は無効とする。
（８）入札参加者が１者に満たないときは入札の執行を中止する。また、止むを得ない理由が生じたときは入札の執行を中止し、又は延期することができるものとする。
（９）入札書には、入札参加者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

※各種様式は、下記の市のホームページから閲覧及びダウンロード可
【「つくばみらい市条件付一般競争入札様式」掲載ページ】
トップ ＞ 事業者のみなさんへ ＞ 入札・契約情報 ＞ 入札・契約・入札参加資格に関する様式

６　開札等
（１）開札日時　令和８年５月１２日（火）午前９時００分
（２）開札場所　つくばみらい市役所　伊奈庁舎　３階　小会議室
（３）開札立会人は、入札者の立会いを求めず当市職員によるものとする。
立会い職員は、入札執行担当課以外の課の職員とし、透明性を確保する。

７　落札候補者の決定
（１）開札後、落札決定を保留したうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申し込みをした者を落札候補者とする。
（２）最低制限価格を定めた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格により入札した者のうち、最低の価格により入札をした者を落札候補者とする。
（３）落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

８　入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり入札参加資格を証明する書類を提出しなければならない。

（１）提出期限　指示した日の翌日から起算して３日以内で午後５時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（２）提 出 先　つくばみらい市役所伊奈庁舎 総務部　財政課
E-mail：zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp

（３）提出方法　持参又は電子メールとする。

（４）提出書類

①　条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第５号）（市のホームページからダウンロード可）

②　技術者資格者証及び雇用を証明する書類（拡大コピーすること）

③　最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

④　対象工事について建設業の許可の写し

⑤　施工実績の写し（コリンズの写し等）

⑥　そのほか指示したもの

９　落札者の決定

（１）入札参加資格を証明する書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。

（２）入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

（３）入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者として、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除する。

（２）契約保証金　契約金額の１００分の１０以上の額で次に掲げるいずれかの保証に付すこと。

①契約保証金の納付

②契約保証金に代わる担保となる利付国債の提出

③金融機関又は保証事業会社の保証

④公共工事履行保証証券による保証

⑤履行保証保険契約の締結

11　請負契約書

建設工事請負契約書の作成を要する。

12　支払条件

（１）前払金　契約金額の１０分の４の範囲内の前払金及び１０分の２の範囲内で追加し

て支払う前払金（中間前払金）を請求できる。（保証事業会社との保証契約を要す。）

（２）部分払　複数年にわたる工事等については、請求できる。

（３）（１）及び（２）については、契約書の規定に基づくこと。

13　入札の無効

（１）次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

①　入札金額が予定価格を上回った場合

②　入札書が、指定された方法で提出されない場合

③　工事費内訳書が提出（同封）されない場合

④　入札書と工事費内訳書の金額が相違する場合

⑤　事後審査に必要な書類を期限までに提出されない場合

⑥　最低制限価格を下回る価格で入札を行った場合

⑦　前各号のほか、つくばみらい市財務規則第１２５条の各項に該当する場合

（２）この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札又はこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

14　その他

（１）この入札に参加した者は、当該工事の下請けは出来ないものとする。

（２）落札者は、（一財）日本建設情報総合センターのコリンズ（工事実績情報システム）に登録すること。

（３）この公告により入札をした者は、入札後において、この公告及び設計図書等について不明瞭等を理由として、異議を申し立てることはできない。

（４）提出した入札書等は、書換え又は引換えすることができない。また、開札したか否かにかかわらず、返却しないものとする。

（５）この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（６）電子契約を希望する場合には、案件ごとに開札日までに電子メールで財政課契約検査係（zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp）宛てに「電子契約利用申出書」を提出すること。

※「電子契約利用申出書」は、市ホームページからダウンロードすること。